

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 15 日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

西海 国浩

副主任中央労働基準監察監督官 中村 祐樹

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った 令和 7 年の監督指導、送検等の状況を公表します

厚生労働省は、このたび、全国の労働基準監督署等が、令和 7 年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめたので、公表します。（別紙 1、2 参照）

令和 7 年の監督指導・送検の概要

【技能実習生関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 13,148 事業場のうち 9,619 事業場（73.2%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（22.8%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（15.7%）、③割増賃金の支払（15.6%）の順に多かった。
- 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 26 件。

【特定技能外国人関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 8,082 事業場のうち 6,179 事業場（76.5%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（20.7%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.7%）、③割増賃金の支払（16.3%）の順に多かった。
- 特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 9 件。

全国の労働局や労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

実習実施者数及び特定技能所属機関数は別紙 1 及び別紙 2 のそれぞれ 2 頁目の＜参考＞を御参照ください。

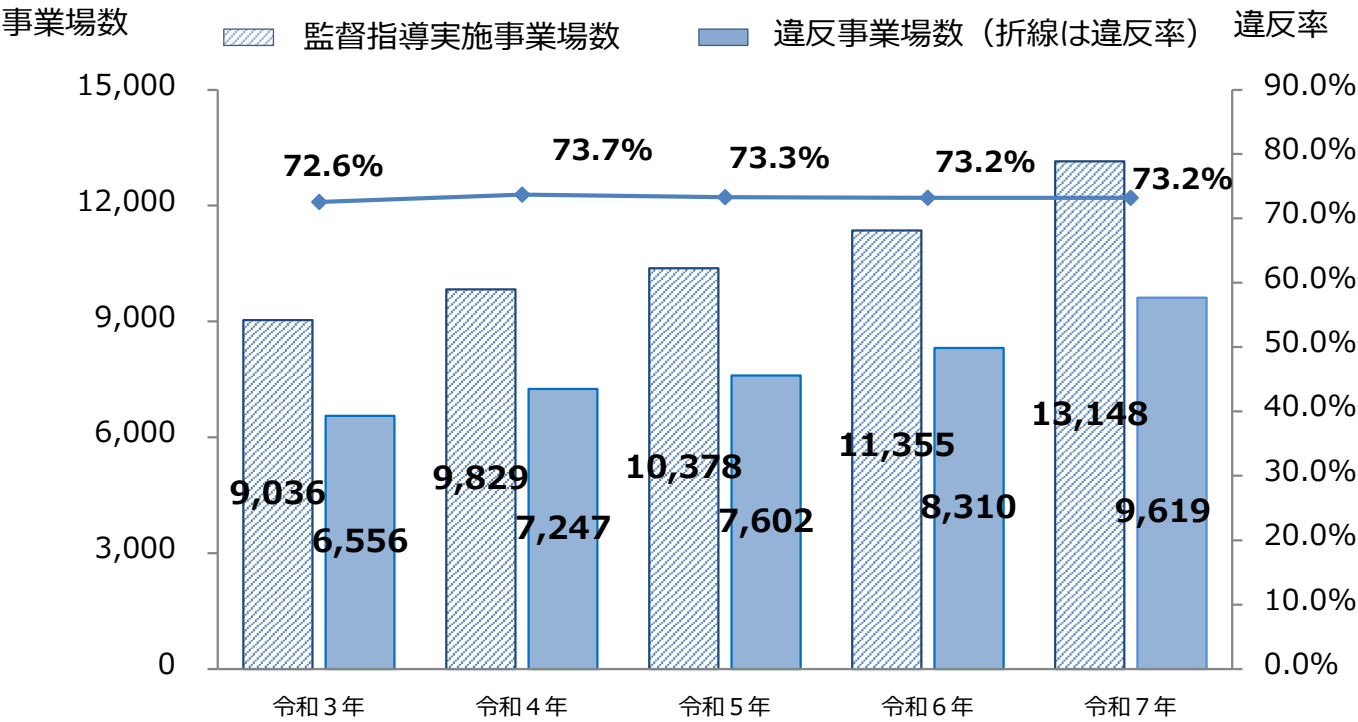
（別紙 1）技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和 7 年）

（別紙 2）特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和 7 年）

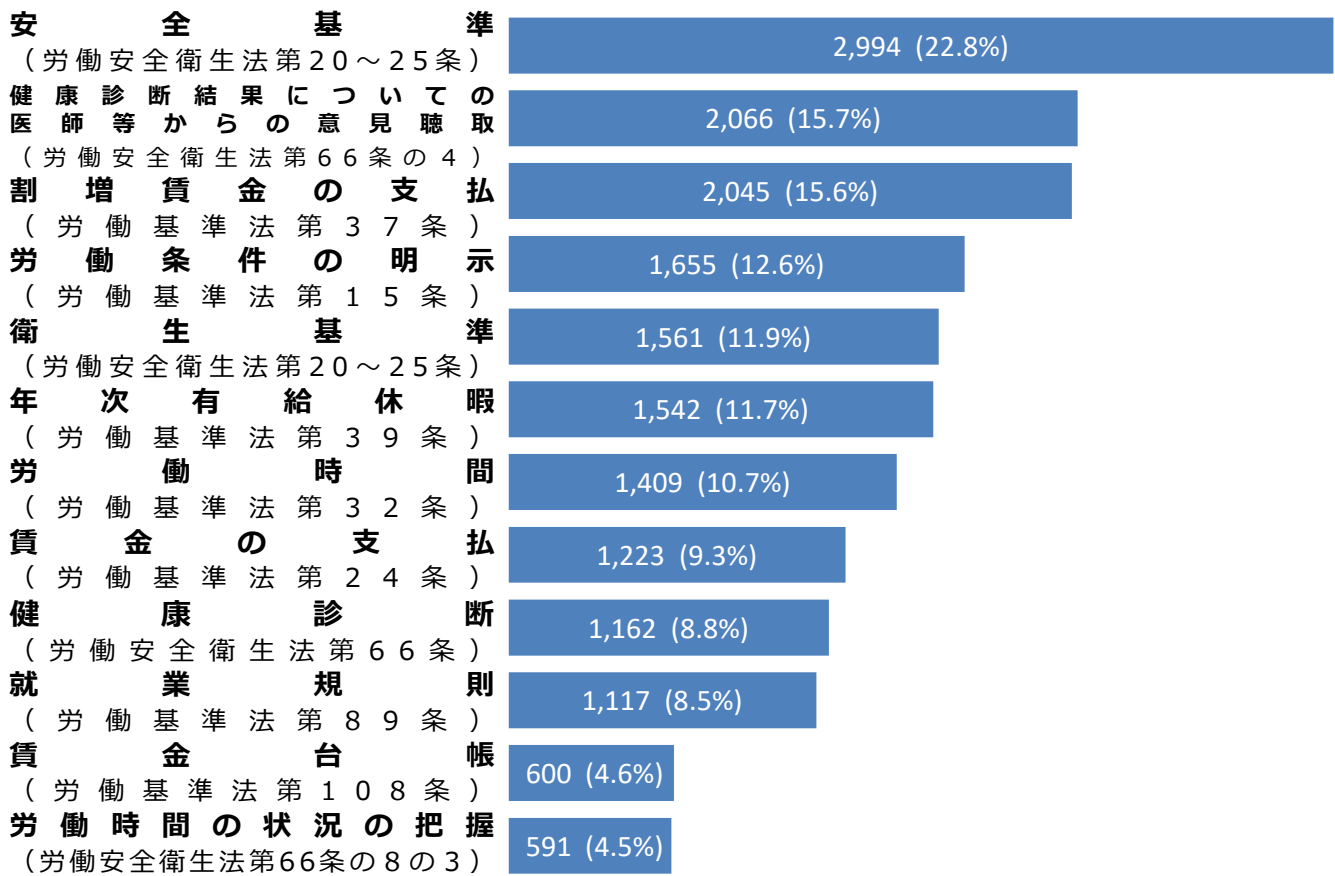
技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

(1) 令和 7 年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**13,148事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**73.2%**に当たる**9,619事業場**で同法令違反が認められた。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（22.8%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（15.7%）、③割増賃金の支払（15.6%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
建設	2,808	2,252 (80.2%)	割増賃金の支払 645 (23.0%)	健康診断結果についての医師等 からの意見聴取 644 (22.9%)	年次有給休暇 480 (17.1%)
食料品製造	1,738	1,248 (71.8%)	安全基準 640 (36.8%)	割増賃金の支払 220 (12.7%)	労働時間 207 (11.9%)
機械・金属 製造	3,523	2,416 (68.6%)	安全基準 995 (28.2%)	衛生基準 882 (25.0%)	健康診断結果についての医師等 からの意見聴取 413 (11.7%)
農・畜産	589	444 (75.4%)	安全基準 123 (20.9%)	賃金の支払 111 (18.8%)	年次有給休暇 108 (18.3%)
繊維・衣服 製造	505	366 (72.5%)	健康診断結果についての医師等 からの意見聴取 97 (19.2%)	年次有給休暇 90 (17.8%)	労働条件の明示 88 (17.4%)
全業種	13,148	9,619 (73.2%)	安全基準 2,994 (22.8%)	健康診断結果についての医師等 からの意見聴取 2,066 (15.7%)	割増賃金の支払 2,045 (15.6%)

＜注1＞「主な業種」は、令和7年末における在留資格「技能実習」に係る在留者が多い5職種（建設関係職種、食料品製造関係職種、機械・金属関係職種、農業関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
食料品製造・・・食料品製造業
機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
農・畜産・・・農業、畜産業
繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

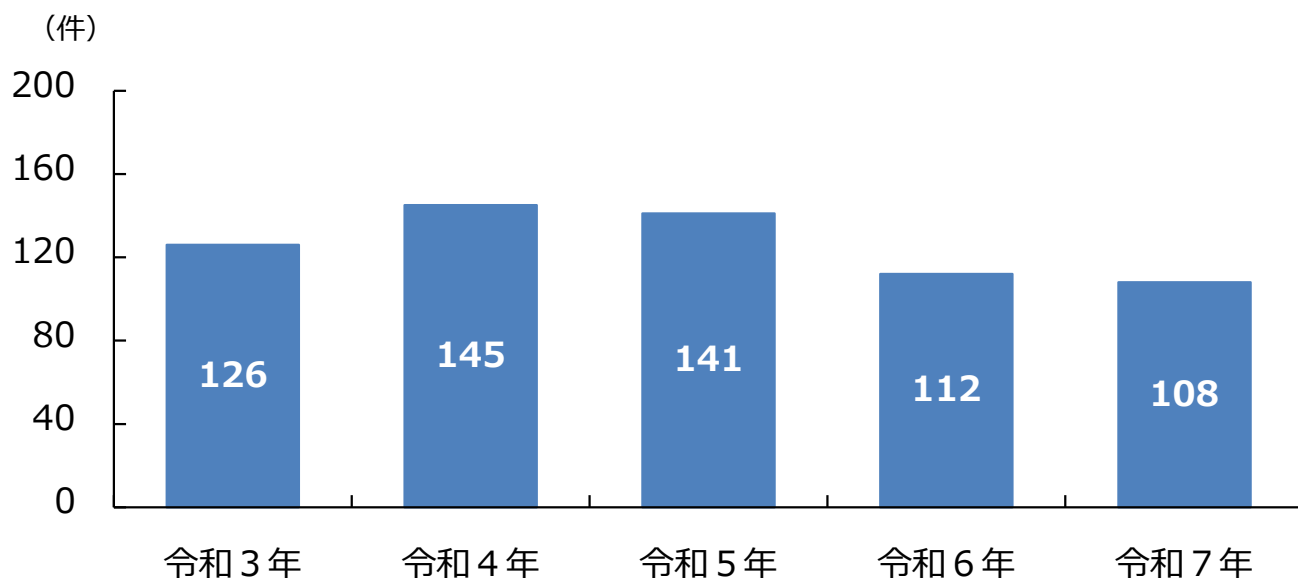
＜注3＞違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注4＞違反事項は主なものであり、また、2つ以上ある場合は各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

＜参考＞令和6年度に、技能実習を実施した実習実施者数は、71,985者（法人等の数であり、事業場数とは異なる）。

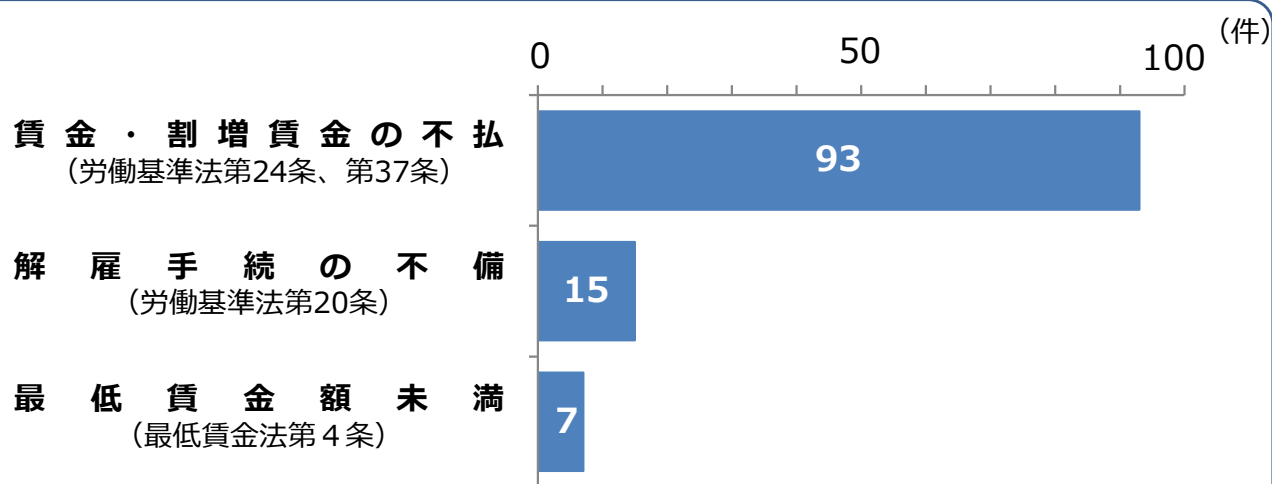
2 申告の状況

- (1) 令和7年に技能実習生から労働基準監督署等に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は**108件**であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（93件）、②解雇手続の不備（15件）、③支払われる賃金額が最低賃金未満（7件）の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



事例 1

技能実習生から残業代が支払われていない旨の申告があったことを契機に、割増賃金の支払等について指導

労基署の指導等

- 土木工事業で働いていた技能実習生から、残業代が支払われていない旨の申告があったため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 1週間につき40時間を超えて労働した時間に対する割増賃金が支払われていなかったため、是正勧告した。
- また、技能実習生が業務上負傷し療養（不休）した際に、健康保険を使用し治療費を本人に負担させていたため、是正勧告した。

会社の対応

- 週40時間超の労働に対する時間外割増賃金の不足額合計約110万円を支払った。
- 業務上の負傷により必要な療養のための費用について、本人負担分を支払うとともに、健康保険を使用していたことから当該費用についても返還を行った。

事例 2

玉掛け作業中に労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

労基署の指導等

- 金属製品製造業を行う工場内で、技能実習生が玉掛け用具の吊りフックを吊り荷の鋼板に掛けていた最中に、オペレーターが天井クレーンの運転を開始し、技能実習生が鋼板と吊りフックの間に手を挟まれ負傷する労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- クレーンの運転について合図等を定め、合図を行わせていなかったことから、是正勧告した。

会社の対応

- クレーンの運転について合図を定め、クレーンで荷を吊り上げる際には、周辺労働者に声掛けを行うこととし、是正内容を外国人労働者でも理解しやすいようイラスト付きで作業場所付近に掲示を行い周知した。

事例 3

プレス機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策等を指導

労基署の指導等

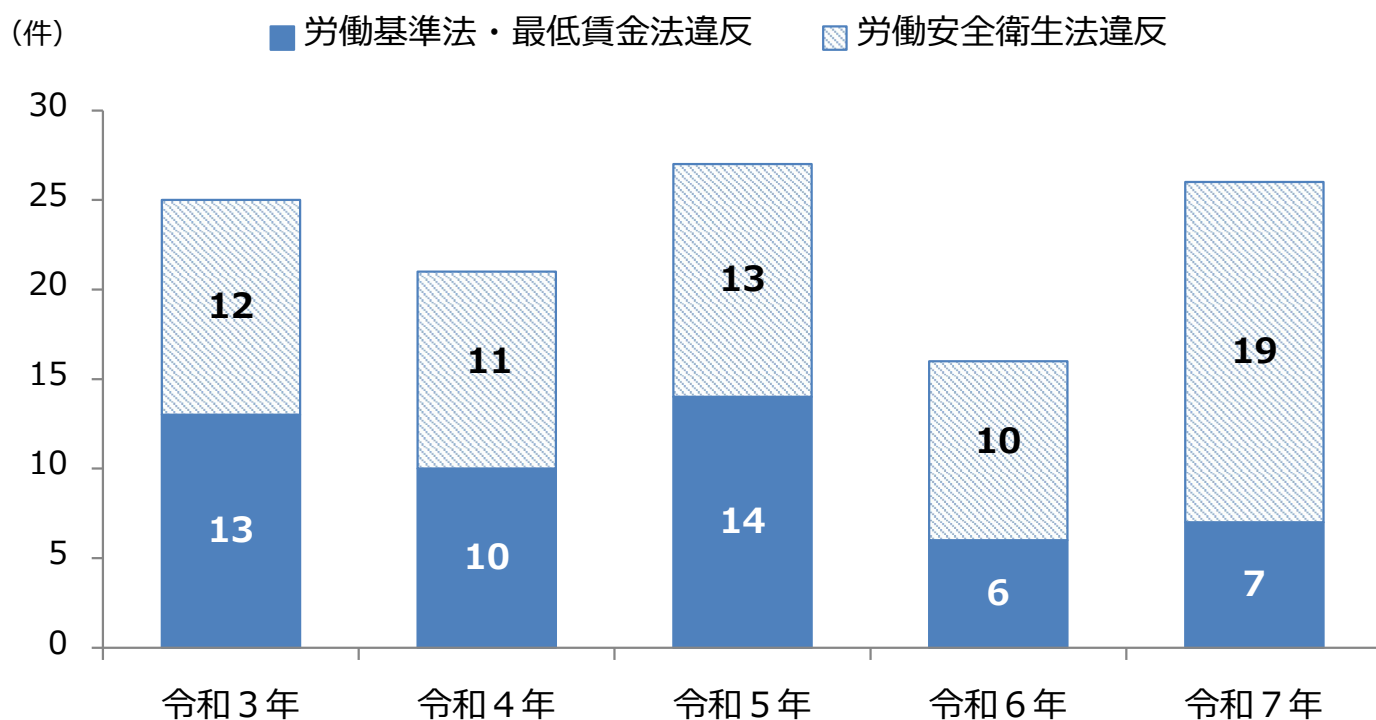
- 金属製品製造業の工場内で、技能実習生がプレス機械による金属曲げ加工を行っていた際に、金属板を保持していた右手がすべり、機械にはさまれ負傷する労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 当該機械は、作業を行う労働者の手などが危険限界に入らないような措置が困難なため、安全装置を取り付ける等の必要な措置を講じなければならないにもかかわらず、安全装置を設置し、又は材料を保持するための専用治具を用いて作業を行わせる等の措置が講じられていなかったことから、是正勧告した。
- また、月60時間を超える時間外労働に対して、5割以上の率で計算した割増賃金を技能実習生に支払っていなかったことから、是正勧告した。

会社の対応

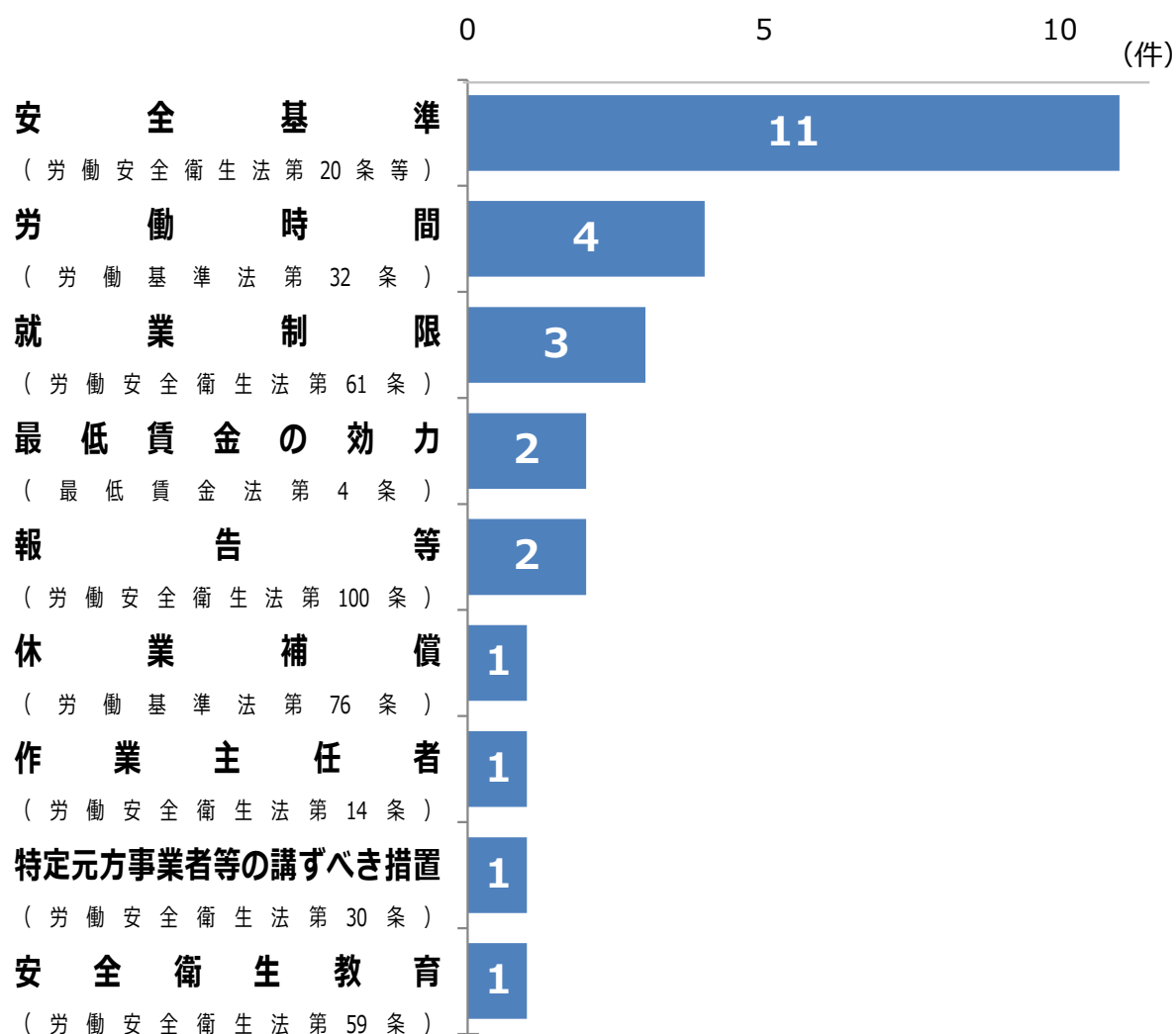
- 金属曲げ加工の作業の際には専用治具を両手で用いて作業することに改め、作業手順書を作成の上、周知教育を行った。
- 不足分の割増賃金約1万円を、技能実習生に支払った。

4 送検の状況

- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、**26件**であった。



- (2) 送検法条文の内訳は、次のとおりであった。



(3) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

特別条項付き36協定で定める時間を超えて違法な時間外労働を行わせた疑いで送検

捜査経過

- 金属製品製造業を営む会社において、技能実習生に対して、違法な時間外労働を行わせている旨の情報が寄せられたことを契機に労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 技能実習生（5名）について、特別条項付き36協定で定める1か月につき42時間を超えて労働時間を延長することができる回数6回を超えて最大4回、時間外労働を行わせ、かつ、労働基準監督署の調査に対し偽装した労働時間記録を提出していた。
- 違法な時間外労働及び労働基準監督署に対する虚偽報告について捜査し、送検した。

被疑事実

法人及び代表取締役等について

- ① 特別条項付き36協定において1か月につき42時間を超えて労働時間を延長することができる回数を6回と定めているにもかかわらず、これを超えて技能実習生5名に対して、少なくとも1回、最大4回、月42時間を超えて時間外労働を行わせたこと。
- ② 偽装した労働時間記録を提出し、労働基準監督署に虚偽の報告を行ったこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第120条第4号違反

事例 2

無資格での作業による労災かくしの疑いで送検

捜査経過

- 輸送用機械等製造業を営む事業者の資材置場において勤務する技能実習生が、ガス切断器を用いて鋼材（H形鋼）の溶断作業に従事していた際に、溶断した鋼材が足に落下し、休業4日以上を負傷をした。
- 当該労働災害が無資格での作業中に発生したものであり、会社から労働基準監督署に労働災害として報告されていない旨の情報を得て捜査に着手し、送検した。

被疑事実

法人及び取締役等について

- ① 法令で定める可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務の資格を有していない技能実習生を、金属を溶断する業務に就かせたこと。
- ② 休業4日以上労働災害について所轄労働基準監督署長に対して遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）違反
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）
労働安全衛生法第61条（就業制限）違反
労働安全衛生法施行令第20条第11号（就業制限に係る業務）
労働安全衛生規則第41条（就業制限についての資格）

5 労働基準監督署等と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、外国人技能実習機構等との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している（※1）。

※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により、令和4年以降、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

- (2) 令和7年に労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は**674件**、外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報（※3）された件数は**2,293件**である。

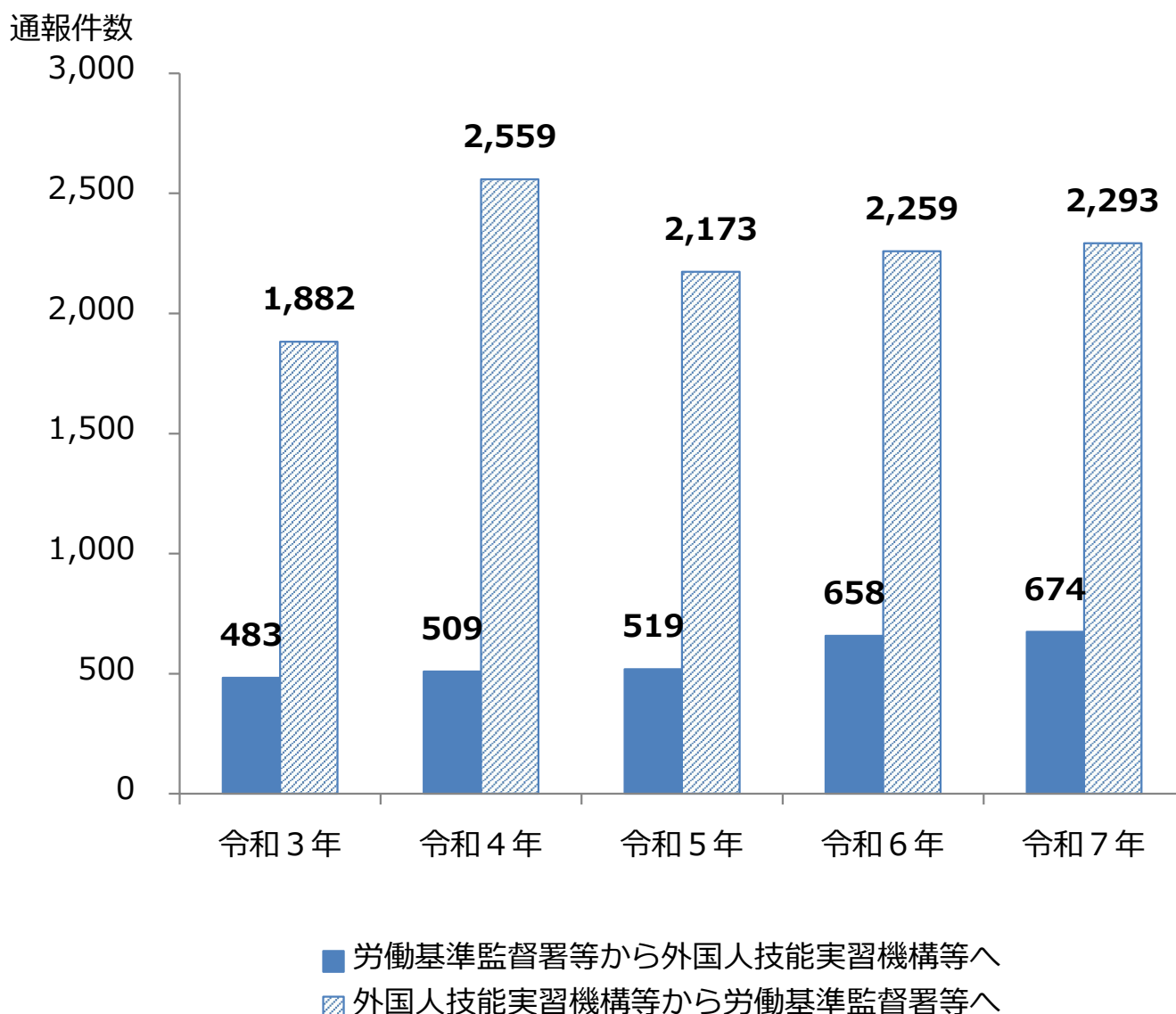
なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案などについては、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしており、**54**の事業場に対して実施した。

※2 労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督署等において技能実習生を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報する事案

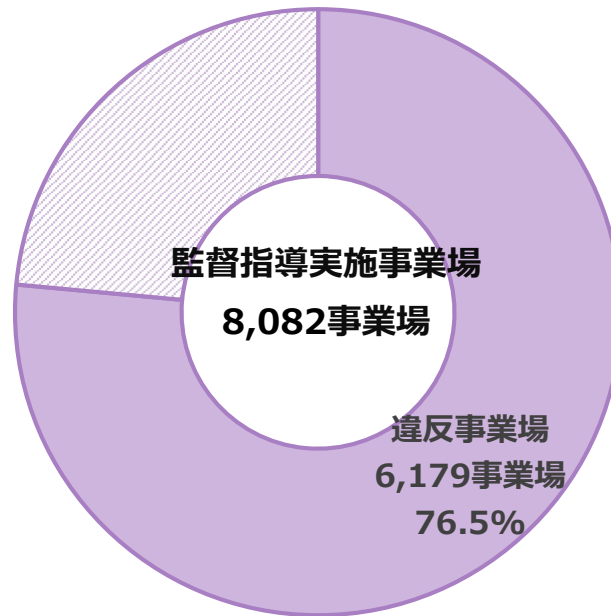
外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



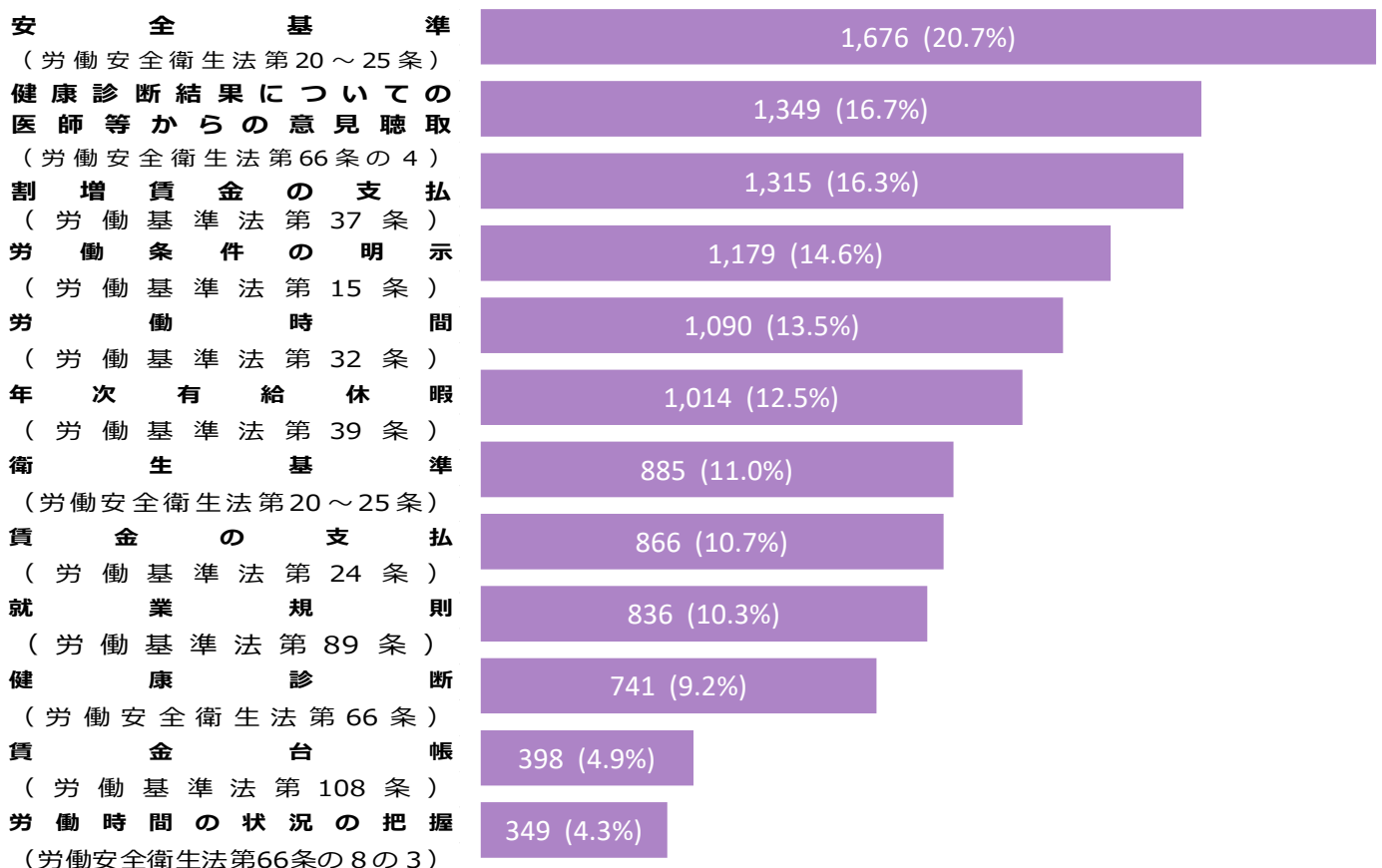
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**8,082事業場**（前年5,750事業場）に対して監督指導を実施したところ、その**76.5%**（前年76.4%）に当たる**6,179事業場**（前年4,395事業場）で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（20.7%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.7%）、③割増賃金の支払（16.3%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
食料品製造	1,399	1,065 (76.1%)	安全基準 546 (39.0%)	労働時間 180 (12.9%)	割増賃金の支払 176 (12.6%)
社会福祉施設	1,047	802 (76.6%)	割増賃金の支払 271 (25.9%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 240 (22.9%)	労働条件の明示 191 (18.2%)
工業製品製造	1,722	1,272 (73.9%)	安全基準 532 (30.9%)	衛生基準 478 (27.8%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 241 (14.0%)
建設	1,238	1,008 (81.4%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 296 (23.9%)	割増賃金の支払 250 (20.2%)	労働条件の明示 217 (17.5%)
飲食店	366	295 (80.6%)	労働時間 124 (33.9%)	労働条件の明示 84 (23.0%)	割増賃金の支払 83 (22.7%)
全業種	8,082	6,179 (76.5%)	安全基準 1,676 (20.7%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 1,349 (16.7%)	割増賃金の支払 1,315 (16.3%)

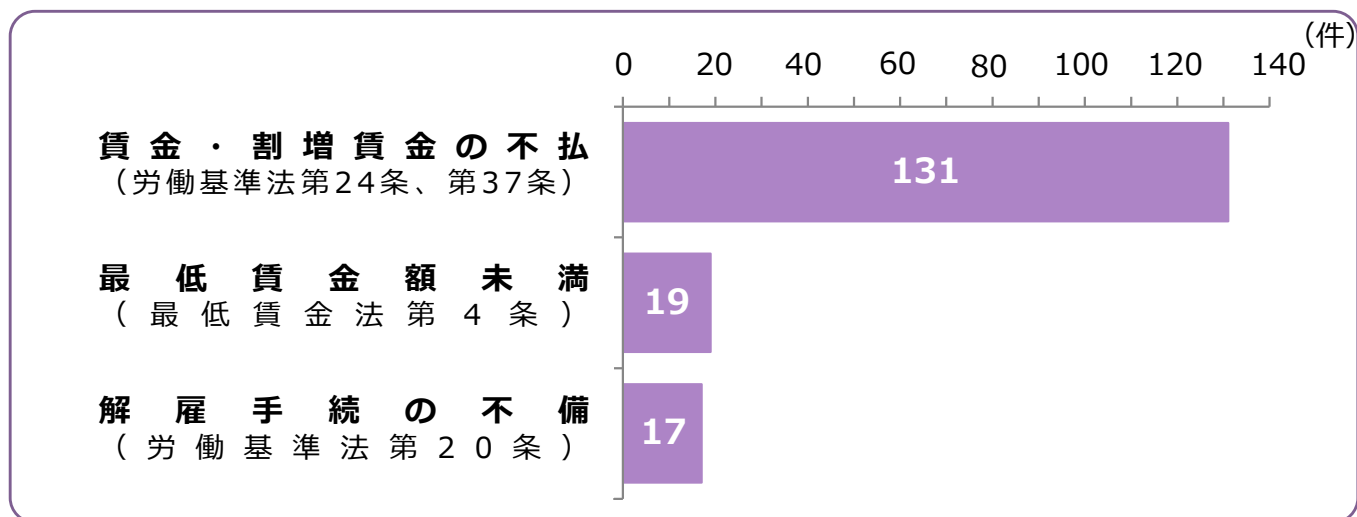
- ＜注1＞「主な業種」は、令和7年12月末時点における特定技能1号在留外国人が多い5分野（飲食料品製造分野、介護分野、工業製品製造分野、建設分野、外食業分野）に関連する業種について取りまとめたものである。
- ＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。
食料品製造・・・食料品製造業
社会福祉施設・・・社会福祉施設
工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
飲食店・・・飲食店
- ＜注3＞違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。
- ＜注4＞違反事項は主なものであり、また、2つ以上ある場合は各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。
- ＜参考＞特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関の数は、令和7年末時点で62,996機関（法人等の数であり、事業場数とは異なる）。※出入国在留管理庁調べ

2 申告の状況

- (1) 令和7年に特定技能外国人から労働基準監督署等に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は**150件**であった。

主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（131件）、②支払われる賃金額が最低賃金未満（19件）、③解雇手続の不備（17件）の順に多かった。

＜注＞申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 監督指導事例

事例 1

切断用の電動工具による労働災害が発生したことを契機に、安全対策等を指導

労基署の指導等

- 金属製品製造業の工場において、特定技能外国人が切断用の電動工具（カットソー）で太ももを切創する労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を行った。
- 災害が発生した作業についてリスクアセスメントの実施を指導した。
- 常時粉じん作業に従事する特定技能外国人に対して、じん肺健康診断を行っておらず、また、同工場内では、臨検時に、フォークリフト運転技能講習を修了していない特定技能外国人がフォークリフトを運転していたことから是正勧告した。

会社の対応

- 外国人労働者に対する安全衛生教育が十分に行き届いていなかったことから、リスクアセスメントを実施したうえで作業手順を見直し、その内容について母国語で教育を行うとともに、安全管理の徹底に努めることとした。
- じん肺健康診断を実施し、今後は定期にじん肺健康診断を実施することとした。

また、配置転換によりフォークリフト運転技能講習を修了した労働者を増員するとともに、フォークリフトを使用する作業内容と同講習修了者を表にして関係者に周知し、未修了者が運転することがないようにした。

事例 2

違法な長時間労働や有給休暇の未取得等を指導

労基署の指導等

- 飲食店を営む事業場に対して、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、特定技能外国人に対して、特別条項付き36協定で定める特別延長時間まで労働時間を延長できる回数（6回）を超えて労働させていたため、是正勧告した。
- また、10日以上の子次有給休暇が付与された特定技能外国人について、1年以内に5日分の時季指定が行われていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 勤務シフトの実績を週単位で確認していくとともに、現場で行っていた業務の一部を、本部のセントラルキッチンに移行し、1人当たりの業務量を軽減させ、時間外労働を削減した。
- 年次有給休暇の管理表の様式を全社的に変更し、取得日数を管理者が把握・管理しやすくし、また、現場管理者に労働法教育を実施し、取得を促すこととした。

事例 3

運転中の機械に手をはさまれる労働災害が発生したことを契機に、安全対策を指導

労基署の指導等

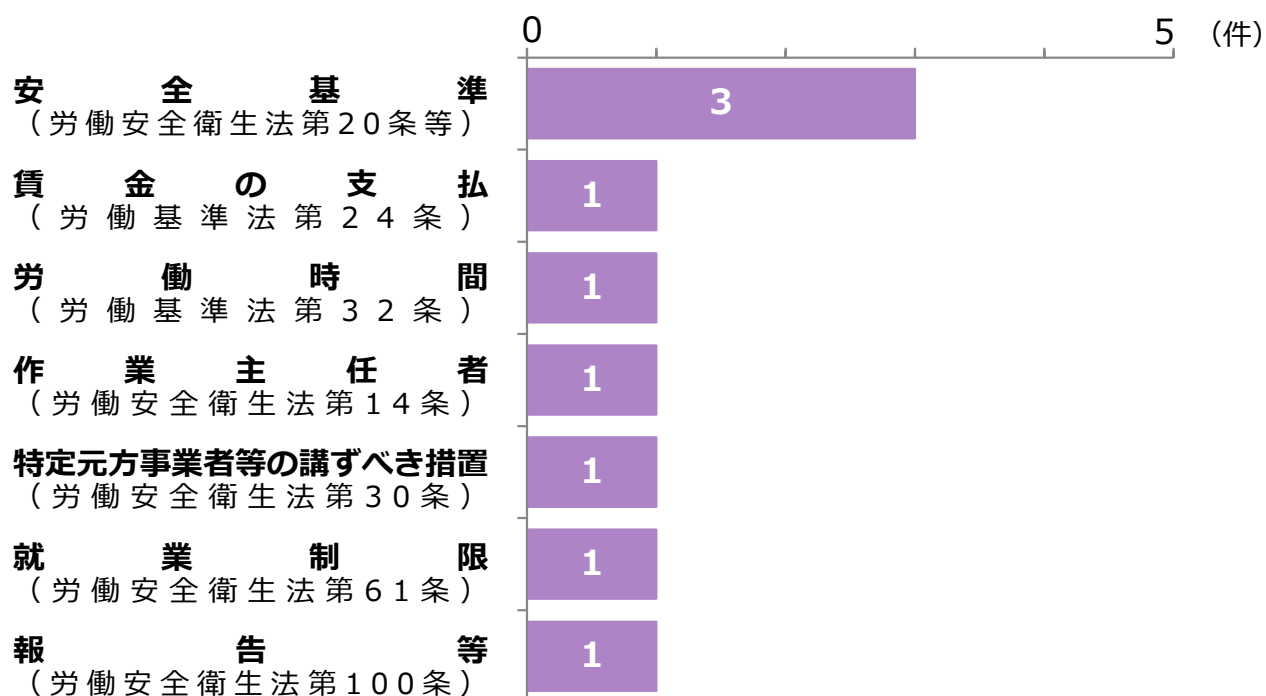
- 鉄鋼業の工場内で、特定技能外国人が鋳型を搬送する機械を調整する際に、同機械を停止することなく作業したことにより手を挟まれる労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合に、機械が完全に停止したことを確認した後に作業を行うよう是正勧告を行った。
また、特定技能外国人に対しては母国語で作業手順を示して教育を行うよう指導した。
- 同工場では、直近半年間で3件の労働災害が発生させており、非定常作業等の予期せぬ事態の発生もありうることから、定期的な巡視を行い、作業者の作業状況や設備の状況を把握し、問題があれば直ちに改善するよう指導した。

会社の対応

- 上記災害時の作業を含む保全作業に関して、母国語を併記した掲示物による注意喚起と外部委託による安全教育を実施した。
- 安全衛生委員会開催時に安全パトロールを定期的に実施し、労働者の作業状況等を確認していくこととした。

4 送検の状況

- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案として送検した件数は、**9件**であった。



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

36協定の上限を超えて時間外労働を行わせた疑いで送検

捜査経過

- 金属製品製造業の工場において、勤務する特定技能外国人に対して、長時間労働を行わせている旨の通報が寄せられたことを契機に労働基準監督署が立入調査を行ったところ、36協定で定める延長時間を超え、1か月当たり100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたことが発覚した。
- 当該事業場では、過去にも違法な時間外・休日労働が認められており、法違反が繰り返されている実態を認めたため、労働基準監督署が捜査し、送検した。

被疑事実

- 法人及び代表取締役について

特定技能外国人に対し36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせ、1か月当たり100時間以上、連続する複数の月を平均して1か月当たり80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第36条第6項（時間外及び休日の労働）違反

事例 2

無資格でフォークリフトの運転の業務に就かせた疑いで送検

捜査経過

- 食料品製造業の工場内において、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に、運転資格を有していない特定技能外国人を従事させている旨の情報が関係行政機関から寄せられたことを契機に労働基準監督署が立入調査を実施した。
- フォークリフトの無資格運転に係る法違反が認められたことから、労働基準監督署が捜査し、送検した。

被疑事実

- 法人及び代表理事について

法令で定めるフォークリフト運転の資格（技能講習）を有していない特定技能外国人を最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に就かせたこと。

違反条文

労働安全衛生法第61条（就業制限）違反
労働安全衛生法施行令第20条第11号（就業制限に係る業務）
労働安全衛生規則第41条（就業制限についての資格）

5 労働基準監督署等と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和7年に労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報（※1）した件数は**502件**、出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報（※2）された件数は**101件**である。
なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案などについては、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、**9**の事業場に対して実施した。

※1 労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報する事案
労働基準監督署等において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報する事案
出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案